

○岩手沿岸南部広域環境組合職員の初任給、昇格、昇給等の 基準に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日
規則 第 16 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日 規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手沿岸南部広域環組一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環組条例第 10 号）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し別に定める場合を除き、必要な事項を定めるものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、釜石市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 38 年釜石市規則第 14 号）の例による。

2 前項のうち、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、級別職務分類表（別表）に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

級別職務分類表（第 2 条関係）

職務の級	標準的な職務
1 級	主事補、技師補、主事、技師の職務
2 級	主事、技師、主任の職務
3 級	主任、主査、係長の職務
4 級	係長、主幹の職務
5 級	主幹、事務局次長の職務
6 級	事務局次長、事務局長の職務
7 級	事務局長の職務